

序章 刑法上の保証と刑法の適用 (第1条～第9条)

第1編 犯罪、有責者、刑罰、保安処分および犯罪行為のその他の結果
に関する一般規定 (第10条～第137条)

第1章 犯罪行為 (第10条～第26条)

第1節 犯罪 (第10条～第18条)

第2節 刑事責任を免除する原因 (第19条～第20条)

第3節 刑事責任の軽減事由 (第21条)

第4節 刑事責任の加重事由 (第22条)

第5節 親族関係の (刑の加重・軽減) 混合事由 (第23条)

第6節 一般規定 (第24条～第26条)

第2章 犯罪の刑事責任を負う者 (第27条～第31条の5)

第3章 刑罰 (第32条～第94条)

第1節 刑罰、その種類と効果 (第32条～第60条)

第2節 刑の適用 (第61条～第79条)

第3節 自由剥奪刑執行の代替形態および条件付き釈放 (第80条～第94条)

第4章 保安処分 (第95条～第108条)

第1節 保安処分一般 (第95～第100条)

第2節 保安処分の適用 (第101条～第108条)

第5章 犯罪に由来する民事責任と訴訟費用 (第109条～第126条)

第1節 民事責任とその範囲 (第109条～第115条)

第2節 民事責任を負う者 (第116条～第122条)

第3節 訴訟費用 (第123条～第124条)

第4節 民事責任およびその他の金銭的責任の履行 (第125条～第126条)

第6章 付加刑 (第127条～第129条の2)

第7章 刑事責任とその効果の消滅 (第130条～第136条)

第1節 刑事責任を消滅させる原因 (第130条～第135条)

第2節 犯罪前歴の抹消 (第136条)

第2編 犯罪とその刑罰 (第138条～第616条の4)

第1章 殺人罪とその形態 (第138条～第143条)

第2章 墮胎の罪 (第144条～第146条)

第3章 傷害罪 (第147条～第156条の5)

- 第4章 胎児の傷害罪（第157条～第158条）
- 第5章 遺伝子操作に関する犯罪（第159条～第162条）
- 第6章 自由に犯す罪（第163条～第172条の3）
 - 第1節 不法監禁罪および誘拐罪（第163条～第168条）
 - 第2節 脅迫罪（第169条～第171条）
 - 第3節 強要罪（第172条～第172条の4）
- 第7章 拷問罪および倫理的高潔に反するその他の罪（第173条～第177条）
- 第7章の2 人身売買の罪（第177条の2）
- 第8章 性的自由に反する罪（第178条～第194条）
 - 第1節 性的侵害の罪（第178条～第180条）
 - 第2節 16歳未満の未成年者に対する性的侵害の罪（第181条～第183条の2）
 - 第3節 セクハラ（性的いやがらせ）の罪（第184条）
 - 第4節 露出症と性的挑発の罪（第185条～第186条）
 - 第5節 売春および未成年者の性的搾取と墮落に関連する罪（第187条～第189条の3）
 - 第6節 各節に共通する規定（第190条～第194条の2）
- 第9章 救護義務懈怠の罪（第195条～第196条）
- 第10章 プライバシー、肖像権および住居不可侵に反する罪（第197条～第204条）
 - 第1節 秘密漏洩の罪（第197条～第201条）
 - 第2節 住居、法人の住所地および公衆公開施設への侵入の罪（第202条～第204条）
- 第11章 名誉に反する罪（第205条～第216条）
 - 第1節 誣告罪（第205条～第207条）
 - 第2節 名誉棄損の罪（第208条～第210条）
 - 第3節 一般規定（第211条～第216条）
- 第12章 家族関係に反する罪（第217条～第233条）
 - 第1節 違法婚の罪（第217条～第219条）
 - 第2節 出産偽称および未成年者の父性、身分または地位の変更（第220条～第222条）
 - 第3節 家族の権利と義務に反する罪（第223条～第233条）
- 第13章 財産および社会経済秩序に反する罪（第234条～第304条）
 - 第1節 窃盗の罪（第234条～第236条）
 - 第2節 強盗の罪（第237条～第242条）
 - 第3節 恐喝の罪（第243条）
 - 第4節 車両使用（目的）の強盗および窃盗の罪（第244条）
 - 第5節 不動産侵奪の罪（第245条～第247条）

- 第6節 搾取の罪（第248条～第256条）
- 第7節 強制執行妨害の罪（第257条～第258条の3）
- 第7節の2 可罰破産の罪（第259条～第261条の2）
- 第8節 競売および公売での価格操作の罪（第262条）
- 第9節 （器物等）損傷の罪（第263条～第267条）
- 第10節 前各節に共通する規定（第268条～第269条）
- 第11節 知的財産、工業所有権、市場および消費者に関連する罪（第270条～第288条の2）
- 第12節 自己の物の社会的および文化的効用からの除去の罪（第289条）
- 第13節 企業犯罪（第290条～第297条）
- 第14節 盗品隠匿および資金洗浄の罪（第298条～第304条）
- 第13章の2 政党の不法資金調達罪（第304条の2～第304条の3）
- 第14章 公的財政および社会保障に反する罪（第305条～第310条の2）
- 第15章 労働者の権利に反する罪（第311条～第318条）
- 第15章の2 外国人の市民権に反する罪（第318条の2）
- 第16章 国土開発、都市計画、歴史的遺産保護と環境に関連する罪（第319条～第340条：）
 - 第1節 国土開発および都市計画についての罪（第319条～第320条）
 - 第2節 歴史的遺産に関する罪（第321条～第324条）
 - 第3節 天然資源と環境に反する罪（第325条：～第331条）
 - 第4節 動植物相および家畜の保護に関する罪（第332条～第337条の2）
 - 第5節 共通規定（第338条～第340条）
- 第16章の2 動物に対する罪（第340条の2～第340条の5）
- 第17章 集団的安全保障に反する罪（第341条～第385条の3）
 - 第1節 壊滅的な危険罪（第341条～第350条）
 - 第2節 放火の罪（第351条～第358条の2）
 - 第3節 公衆衛生に反する罪（第359条～第378条）
 - 第4節 交通安全に反する罪（第379条～第385条の3）
- 第18章 偽造の罪（第386条～第403条）
 - 第1節 通貨と証印証書の偽造の罪（第386条～第389条）
 - 第2節 文書偽造の罪（第390条～第399条の2）
 - 第3節 一般規定（第400条～第400条の2）
 - 第4節 身分奪取の罪（第401条）
 - 第5節 公機能奪取と無資格営業の罪（第402条～第403条）
- 第19章 公的行政に反する罪（第404条～第445条）
 - 第1節 公務員の背任およびその他の不正行為の罪（第404条～第406条）

- 第2節 職務放棄と犯罪追及懈怠の罪（第407条～第409条の2）
- 第3節 不服従および援助拒否の罪（第410条～第412条の2）
- 第4節 書類保管での不誠実および秘密漏洩の罪（第413条～第418条）
- 第5節 収賄の罪（第419条～第427条の2）
- 第6節 権力の不正利用の罪（第428条～第431条）
- 第7節 （公金）横領の罪（第432条～第435条）
- 第8節 詐欺および不正徴収の罪（第436条～第438条）
- 第9節 公務員に禁じられている取引および活動、およびその職務行使の濫用の罪）（第439条～第444条：
- 第10節 前各節に共通な規定（第445条）
- 第20章 司法（機関）に反する罪（第446条～第471条の2）
 - 第1節 背任の罪（第446条～第449条）
 - 第2節 犯罪防止義務またはその追求発起義務不作為の罪（第450条）
 - 第3節 蔵匿の罪（第451条～第454条）
 - 第4節 自己の権利の恣意的実現の罪（第455条）
 - 第5節 虚偽告訴・告発および犯罪擬装の罪（第456条～第457条）
 - 第6節 虚偽証言の罪（第458条～第462条）
 - 第7節 司法妨害および職業上の不実の罪（第463条～第467条）
 - 第8節 刑の違背の罪（第468条～第471条）
 - 第9節 国際刑事裁判所の司法に反する罪（第471条の2）
- 第21章 憲法に反する罪（第472条～第543条）
 - 第1節 反乱の罪（第472条～第484条）
 - 第2節 王室に対する罪（第485条～第491条）
 - 第3節 国の制度および権力分立に反する罪（第492条～第509条）
 - 第4節 基本的権利（の行使）および公的自由行使に関連する罪（第510条～第528条）
 - 第5節 憲法上の保障に反して公務員によりなされた犯罪（第529条～第542条）
 - 第6節 スペインへの侮辱の罪（第543条）
- 第22章 公の秩序に反する罪（第544条～第580条）
 - 第1節 騒擾の罪（第544条～第549条）
 - 第2節 （当局の）官吏、その職員または公務員に対する侵害の罪、および、抵抗と不服従の罪（第550条～第556条）
 - 第3節 騒乱の罪（第557条～第561条）
 - 第4節 前各節の共通規定（第562条）
 - 第5節 武器、弾薬または爆発物の所有、取引および保管の罪（第563条～第570条）

- 第6節 犯罪組織およびグループ（第570条の2～第570条の4）
- 第7節 テロ組織およびグループ、および、テロ犯罪（第571条～第580条の2）
- 第23章 反逆罪、国の平和または独立に反する罪、および、国防に関する犯罪（第581条～第603条：）
 - 第1節 反逆罪（第581条～第588条）
 - 第2節 国の平和または独立を危うくする罪（第589条～第597条）
 - 第3節 国防関連秘密・情報の漏洩および暴露（第598条～第604条）
- 第24章 国際共同体に反する罪（第605条～第616条の4）
 - 第1節 国際法に反する罪（第605条～第606条）
 - 第2節 ジェノサイドの罪（第607条）
 - 第2節の2 人道に反する罪（第607条の2）
 - 第3節 武力紛争の際に保護される人および財産に対する罪（第608条～第614条の2：）
 - 第4節 共通規定（第615条～第616条の2）
 - 第5節 海賊犯罪（第616条の3～第616条の4）

- 第3編 軽罪とその刑（第617条～第639条）（2015年3月30日の基本法で削除）

追加規定（第1条～第3条）